

運 営 規 程

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

医療法人 成雅会
永 寿 苑

(事業の目的)

第1条 医療法人成雅会が開設する「医療法人 成雅会 介護老人保健施設 永寿苑」(以下「施設」という。)が行う短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営規程に関する事項を定め、ケアプラン及び短期入所療養計画・介護予防短期入所療養介護計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るものとする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供するように努めるものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 ― 医療法人 成雅会 介護老人保健施設 永寿苑

(2) 所在地 ― 福岡県糟屋郡須恵町大字新原 14 番地の 7

(定員の遵守)

第4条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの利用は、介護保健施設サービスの入所定員の範囲内で行うこととし、両サービスを合わせた入所・利用者の数が、入所定員及び療養室の定員の範囲を超えてはならない。

ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(通常の送迎の実施地域)

第5条 施設が、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者に対して、通常送迎を実施する地域は次の通りとする。

須恵町、宇美町、志免町、粕屋町

その他市町村は協議の上決定する。

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に次の職員を置く。

(1) 管理者 ― 1 名 (兼務)

(2) 医師 (施設長) ― 1 名

(3) 看護職員 ― 12 名以上

- (4) 介護職員 — 28 名以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 — 3 名以上
- (6) 支援相談員 — 1 名以上
- (7) 介護支援専門員 — 1 名（兼務含め）以上
- (8) 薬剤師 — 1 名（兼務含め）以上
- (9) 管理栄養士 — 2 名以上
- (10) 事務職員 — 1 名以上
- (11) 調理員 — 1 名以上

すべて介護保健施設サービスと兼務

(職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職種内容は、次の通りとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 管理者
理事会の決定する方針に従い、施設の管理運営を統括すること。
- (2) 医師
管理者の名を受け、利用者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。
- (3) 看護職員
管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の看護、保健衛生及び介護に関すること。
- (4) 介護職員
管理者の命を受けて行う利用者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
- (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士
管理者及び医師の命を受けて行う利用者の機能訓練指導に関すること。
- (6) 支援相談員
管理者の命を受けて行う利用者の生活相談、指導に関すること。
- (7) 介護支援専門員
管理者の命を受けて行う利用者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (8) 薬剤師
管理者の命を受けて行う利用者に対する調剤業務、服薬指導に関すること。
- (9) 管理栄養士又は栄養士
管理者の命を受けて行う利用者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
- (10) 事務職員
管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。
- (11) 調理員
管理者の命を受けて行う調理業務に関すること。

(勤務体制の確保等)

- 第8条 施設は、利用者に対し、適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 施設は、当該施設の職員によって短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供しなければならない。
- ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第9条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に際しては、あらかじめ、短期入所申込者またはその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の短期入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により短期入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

- 第10条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護及び介護予防入所療養介護サービスを提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

- 第11条 施設は、その心身の状況及び病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、一時的に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、療養室において短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、当該申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業所等の紹介及び適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービス

の利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第12条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を努めるものとする。
- 2 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係わる援助)

- 第13条 施設は、短期入所の際に要介護認定を受けていない短期入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

- 第14条 施設は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した際には提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

- 第15条 施設は、提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスに関し、利用者の健康手帳の医療に係わる頁に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成)

- 第16条 施設の管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、施設職員と協議

- の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- 2 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護取扱方針)

- 第17条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行う。
- 2 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、前条第一項に規定する短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 指定介護予防短期入所療養及び指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の使用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

なお、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスの提供を行うものとする。

(診療の方針)

- 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 2 診療は、一般的に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、的確な指導を行う。
- 5 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

(必要な医療の提供が困難場合の措置等)

- 第19条 施設の医師は、利用者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の意思の往診を求める等診療について適切な措置を講ずるものとする。
- 2 施設の医師は、不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。
- 3 施設の医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師または歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報提供を行う。
- 4 施設の医師は、利用者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該利用者の診療上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

- 第20条 施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要リハビリテーションを医師、理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士の指導の下に計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立支援と日常生活の充実の資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、特別浴槽を用いる等適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることが出来ない場合には、身体の清拭を行うものとする。
- 3 施設は、利用者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供すると共に、適切におむつ交換を実施するものとする。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事の提供)

- 第22条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝8時、昼12時、夕18時とする。
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

第23条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を確保するよう努めるものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第24条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第25条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指

定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(利用料等)

- 第26条 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護施設でサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計とする。
- (1) 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供（食事の提供を除く）について厚生労働大臣が定めた額の1割から3割
 - (2) 食事の提供について厚生労働大臣が定めた負担限度額
 - (3) 居住に要する費用について厚生労働大臣が定めた負担限度額
- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から徴収する。
- (1) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室の提供に要する費用
 - (2) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (3) 理美容代
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受けるためには、事前に利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の同意を文書で受け取ることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第27条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービスの提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(留意事項)

- 第28条 利用者は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
 - (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
 - (3) 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
 - (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

(5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。

ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。施設内は禁煙とする。

イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(面会)

第29条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者又は施設長に申し出、指定した場所で面会しなければならない。

(外出・外泊)

第30条 利用者が外出又は外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者又は施設長に申し出、許可を得なければならない。

(身上変更の届出)

第31条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者又は施設長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第32条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又はファイルの設置を行う。

(秘密保持)

第34条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第35条 施設は、その提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスに関

する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

- 2 施設は、その提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第36条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第37条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第38条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第39条 施設は、利用者に対する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保健福祉事務所、市町村等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、損害賠償保険に加入し、利用者に対する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 施設は、事故が生じた際には、その原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第40条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第41条 施設は、従業者、設備、会計及び利用者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- イ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- ウ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- エ 関係官署に対する報告等の文書綴
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 防災訓練等に関する記録

(2) 利用に関する記録

- ア 利用者台帳（病歴・生活歴・家族の状況を記録したもの）
- イ 短期入所療養介護計画書
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア 収支予算・決算に関する記録
- イ 金銭出納に関する記録
- ウ 収入・支出に関する記録（介護報酬請求明細書等）
- エ 資産に関する台帳
- オ 利用料に関する書類

（業務継続計画の策定等）

第42条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第43条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人成雅会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 10 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正